

令和5年度第1回

函館市都市景観審議会会議録

開催日時 令和6年(2024年)3月19日 火曜日 午前10時～午前11時30分

開催場所 函館市消防本部 5階 防災多目的ホール

- 次 第
- 1 開 会
 - 2 議 事
 - (1) 会長および副会長の選任について [公開]
 - (2) 景観形成指定建築物等の指定について (諮問) [公開]
「カリフォルニアベイビー」
 - 3 報 告
 - (1) 景観形成指定建築物等について (報告) [公開]
「橋谷家住宅洋館・店蔵」
 - (2) 景観登録建築物について (報告) [公開]
「旧大洋漁業函館営業所」
 - 4 閉 会

出席者 函館市都市景観審議会委員 11名
事務局 (函館市都市建設部) 4名

傍聴者 一般傍聴者 0名
報道傍聴者 2名

(司会〔事務局〕)

ただ今から、令和5年度第1回函館市都市景観審議会（以下、「審議会」という。）を開催する。

【委員挨拶】

【欠席委員の報告】

【資料の確認】

【事務局の紹介】

(都市建設部次長)

【挨拶】

(司会〔事務局〕)

本審議会委員の定数15名のうち、本日の出席者数は11名であることから、定数の半数を越えているため、函館市都市景観条例（以下、「景観条例」という。）第45条第3項の規定により、会議が成立していることを報告する。

会議の運営について、函館市では、平成10年1月30日に「附属機関・その他の会議の設置に関する取扱い要綱」を定め、本審議会の会議についても原則公開として行うことになっており、本日の審議も全て公開として進める。

本日の審議に係る会議録は、発言の要旨をとりまとめ、その確認を受けることとしている。

会議の運営については以上である。

(各委員)

(意見なし)

— (1) 会長および副会長の選任について —

(司会〔事務局〕)

議事(1)「会長および副会長の選任について」事務局から説明する。

(都市建設部景観政策担当課長〔事務局〕)

本日は、委員改選後、1回目の審議会のため、会長が不在となっている。会長が選任されるまで、私が議事を進行する。

会長については、景観条例第44条第2項の規定により、委員の互選により定めることとなっている。

事務局として、前期に引き続き会長を岡本委員、副会長を奥平委員にお願いしたいと考えているが、この提案についていかがか。

(委員一同)

(異議なし)

(都市建設部景観政策担当課長〔事務局〕)

委員一同より賛同いただいたが、A委員、B委員は引き受けいただけるか。

(A委員)

了承した。

(B委員)

了承した。

(都市建設部景観政策担当課長〔事務局〕)

それではA委員を審議会の会長に決定し、B委員を審議会の副会長として決定する。

会長席を準備するので、そちらへ移動をお願いします。

(会長)

【会長席に移動】

(都市建設部景観政策担当課長〔事務局〕)

会長に一言，挨拶をいただきたい。

(会長)

景観は地域の文化や知恵を象徴するものだと考えている。景観審議会は景観の維持保全を通じて、何年後にもそれらを残すことが使命だと考えている。皆さん色んな分野の専門家の方が集まって下さっているが、専門的な知見や多様な意見を通じて、議論を重ねていければと思っている。私もその責務を全うするために頑張りたいと考えている。

(都市建設部景観政策担当課長〔事務局〕)

副会長からも一言，挨拶をいただきたい。

(副会長)

円滑な会議の運営に協力したいと思う。

(都市建設部景観政策担当課長〔事務局〕)

議事(1)「会長および副会長の選任について」は以上で終了とする。

この後の議事運営については、会長にお任せすることとする。

—— (2) 景観形成指定建築物等の指定について「カリフォルニアベイビー」 ——

(会長)

続いて、議事(2)「景観形成指定建築物等の指定について(諮問)」の内容について、事務局からの説明を受け、審議したいと思う。では、事務局から説明をお願い

いする。

(都市建設部景観政策担当課長〔事務局〕)

【議事(2)について、議事(2)説明資料、説明資料1に基づき説明】

(会長)

議事(2)「景観形成指定建築物等の指定について（諮問）」事務局より説明を受けたが、委員の皆様の意見を伺いたい。

(C委員)

説明書の1ページ目の備考欄に近年、景観形成指定建築物等の指定についての打診があったと記載があるが、この「近年」は「令和5年」を指しているということでは差し支えないか。

(都市建設部景観政策担当課長〔事務局〕)

実際に現所有者が所有権を得たのは平成28年であるが、景観形成指定建築物等の指定について同意を得たのは令和5年である。

(会長)

他に意見や質問はないか。

(D委員)

昔から知っている飲食店なので、指定されることは喜ばしい。

(会長)

他に意見や質問はないか。

(委員一同)

(意見なし)

(会長)

それでは、令和6年2月26日付、函館市長からの諮問「景観形成指定建築物等の指定について」、当審議会としては、異議のない旨、答申するということがよいか。

(各委員)

(異議なし)

(会長)

それでは、異議のない旨、答申することとする。

答申の内容については、今後事務局が作成し、函館市長あてに答申するが、内容については正副会長に一存することによいか。

(各委員)

(異議なし)

(会長)

それでは、議事については以上とする。

==== 3 報 告 =====

—— (1) 景観形成指定建築物等について 「橋谷家住宅洋館・店蔵」 ——

(会長)

次に、報告(1)について、事務局より説明をお願いします。

(都市建設部景観政策担当課長〔事務局〕)

【報告(1)について、資料2に基づき説明】

(会長)

では、報告（1）について、委員の皆様より質問・意見をいただきたい。

(C委員)

前回の会議で、この物件について、事務局の説明では登記申請中とのことだったが、そのことについて確認したい。

結果、所有者が三名となったが、後々所有者が変わっても、引き続き指定同意が得られるように働きかけていただきたい。

(都市建設部景観政策担当課長〔事務局〕)

将来に渡って引き継げるよう、引き続き所有者への支援を行っていく。

(E委員)

洋館の復原修理についてだが、窓枠の色と屋根の色が緑色になっているが、これはどういう経緯で決まったものなのか。

(都市建設部景観政策担当課長〔事務局〕)

創建時の色彩が不明であったことから、色彩についてどういう色だったかというのを所有者に聞き取った上で、幼少期には緑青色であったということから決めたものである。

(会長)

これは本物の緑青ではなく、塗装で色彩を付けているのか。

(都市建設部景観政策担当課長〔事務局〕)

塗装ではなく、板金自体の色彩が緑青に近いものを使用している。
細かく説明すると、元々の屋根板金を保存したいということで、その上から今回の緑青色の板金を葺いている状態である。

(会長)

このような修繕の記録というのは非常に貴重なため、記録に残して後世に引き継いでいただきたい。

(都市建設部景観政策担当課長〔事務局〕)

今回の修繕写真や記録は設計者が残しているので、後世に引き継いでいきたい。

(会長)

他に質問や意見はないか。

(委員一同)

(意見なし)

—— (2) 景観登録建築物について 「旧大洋漁業函館営業所」 ——

(会長)

次に、報告(2)について、事務局より説明をお願いします。

(都市建設部景観政策担当課長〔事務局〕)

【報告(2)について、資料3に基づき説明】

(会長)

では、報告(2)について、委員の皆様より質問・意見をいただきたい。

まず、私から質問させていただきたいのだが、物件について事務局より歴史的な経緯など説明いただいたが、それは建物の周囲に記載されているとか、ホームページで紹介しているのか。

(都市建設部景観政策担当課長〔事務局〕)

市のホームページですべての物件を載せており、説明を記載しているほか、市の観光ホームページ「はこぶら」にも一部の物件について記載している。

(会長)

冒頭の都市建設部次長の挨拶でも一部インバウンドについて触れられていたと思うが、先日、私の教え子が台湾から来ており、函館の景観について研究していた。台湾でも日本統治時代の古い建物が数々残されており、それらとどう共存するかを学びに来たとのことであった。

景観に関する貴重な資料はインバウンドの方々も見れるようになってきていると思うし、今日配布された歴史的建造物のチラシなどもインバウンドの方々には中々届き切っていないのではないかと思うので、資料のアーカイブを色んな人が出来るようになれば、また新しい観光のフェーズになっていくというのが私の意見である。

(D委員)

会長の話を聞いていて、今はスマホの時代なので、建物にQRコードを貼り、それを読み取れば建物の説明や歴史が各国言語で表示されれば、もっと簡単に出来るのではないかと思った。

(会長)

今の時代はQRコードの他にも建物を撮影すれば説明が出てくるようなシステムがあり、それをいずれ函館でも開発が出来ればと思っている。それが活用できれば建築物のみでなく、市電なども撮影するだけで説明が出てくるように出来る。広告としても新しい表現になるのではないかと思う。函館は町中が博物館のようになっている貴重な街であり、色んな人とのアクセスが容易になればまたユニークな街になっていくと思う。

(D委員)

もうひとつ意見していいだろうか。伝統的建造物等について、伝統的建造物は指定時に銘板が付けられており、2年ほど前に環境物件についても説明板がついたが、付け方が曖昧なので、何が環境物件なのか非常に分かりづらいことになっている。これらも「石垣」や「樹木」など説明を明示するべきと感じる。

(会長)

他に何か質問や意見はあるか。

(E委員)

旧大洋漁業函館営業所の外観についてだが、漆喰の色彩について、創建時は青色ではなかったのではないかと思うのだが、どのような経緯で二階と同じ青色の色彩としたのか。

(都市建設部景観政策担当課長〔事務局〕)

創建時は漆喰の地色の白色ではないかと思われるが、景観活動が高まった時期にボランティア活動で外壁塗装という活動があり、その時に青色に塗られたものだと考えられる。今回登録するにあたり、どの色にするか議論があり、景観登録建築物の候補になっていた時には既に青色に塗られていたことから、創建時の白色まで戻さず、青色で修理したものである。

(D委員)

函館は昔から外観の塗装を何度も塗り替える文化があり、ボランティア活動団体が様々な函館の古い建物をサンドペーパーで擦り出した。そうすると塗装の年輪が出てくる。これらは時層色環と名付けられているが、この色は何層にも重なっていて、その時代を生きた人でなければ、どの色だったかを完全に特定するのは難しいと思う。それくらい色の特定というのは難しいものである。

(会長)

他に何か質問か意見はあるか。

(F委員)

完成後の写真をみると、出窓が現代的なものへ改変されているような気がするが、これはどのような経緯で変更されたものなのか。

(都市建設部景観政策担当課長〔事務局〕)

実は修理前の出窓が元々改変されたものであり、建物の裏側にも増築部があったが、これらは全て取り外して、木製の格子窓を取り付け、上下和洋折衷住宅の基本的な様式に修景した形である。

(会長)

他に何か質問か意見はあるか。

(委員一同)

(意見なし)

(会長)

それでは報告について、以上とする。

— 4 閉 会 —

(司会〔事務局〕)

以上をもって、令和5年度第1回函館市都市景観審議会を終了する。